

令和3年度 第1回北名古屋市男女共同参画審議会 結果概要

- 1 日時 令和3年7月14日（水）午前10時～11時15分
- 2 会場 北名古屋市役所西庁舎3階 コミュニティセンター ホール
- 3 出席者 18人
委員11人（1人欠席）、総務部長、教育部次長兼学校教育課長、事務局（総務課長以下5人）
- 4 傍聴人 なし
- 5 議題
 - (1) 令和3年度北名古屋市男女共同参画推進事業計画について
 - (2) 第2次北名古屋市男女共同参画プラン令和2年度実施結果について
 - (3) 第2次北名古屋市男女共同参画プラン成果目標について
 - (4) 第2次北名古屋市男女共同参画プラン令和3年度実施内容について
 - (5) 北名古屋市審議会等における男女の委員構成について
 - (6) その他
男女共同参画研修 管理職「イクボス」セミナーの開催について

6 会議概要

- (1) 令和3年度北名古屋市男女共同参画推進事業計画について
 - 事務局から資料1に基づき説明。
- (2) 第2次北名古屋市男女共同参画プラン令和2年度実施結果について
- (4) 第2次北名古屋市男女共同参画プラン令和3年度実施内容について
 - 事務局から資料2・資料4に基づき説明。
 - 委員協議（男女混合名簿について）

<委員>

このことについて、今までも言い続けていることであるが、どうして活用が進まないのか。また、男女混合名簿だけに限らず、人種や障害を持った人の価値を認め、生きる上で権利は皆同じだということを子どもの頃から学ばせ、様々な生き方があるということを伝える第1歩として男女混合名簿の活用から始めてほしい。

平成30年頃までは、第2次北名古屋市男女共同参画プランの実施結果として挙げられていたが、ここ数年は第2次北名古屋市男女共同参画プラン成果目標にしか記載されていない。このことも踏まえぜひ活用をお願いしたい。

<学校教育課>

会長の言うとおおり、活用が進んでいないことは認識している。名簿について審議会でも話したことは、校長会で伝え、校長先生の所にも個別に伺い、1年間に数回は話をしている。しかし、最近では新型コロナウイルス

ス感染症のため、タブレット端末のことで精一杯になっており、名簿の活用については後退している。毎年、市民活動推進室からも調査があるため、検討していかなければならないと感じている。また、最近話題になっている LGBT の制服問題も踏まえ、粘り強く校長会で話をしていきたい。

<委員>

保育園や高校では混合名簿が活用されている。市内小中学校では6校しか活用されていないため、活用されていた小学校から活用されていない中学校へ進学するといった状況が起こっている。最近では、LGBTでもQなどが含まれたより多様な性が広がってきているため、そのような子たちのためにも活用をお願いしたいと思う。

<委員>

名簿の管理は紙ベースかパソコンシステムなのか。現場の活用方法はどうなっているのか。

<学校教育課>

基本的にはパソコンシステムで活用していると聞いている。名簿が必要な場面、特に健康診断では男女別で利用せざるを得ないため、先生方の利便性が優先され男女別に管理・活用されている。

<委員>

パソコンシステムでの管理であれば、男女混合にすることは簡単に行えるため、管理自体は手間がかからないのではないかと。

<学校教育課>

名簿自体は男女混合して管理はされている。男女共同参画の視点から考えると活用することが求められると感じており、活用実施校は6校となっている。

<委員>

昔のように紙ベースで管理している訳ではないため、活用は難しいことではないと思う。失礼な表現になるが、学校側に活用のやる気があるか。また、活用に躊躇するということであれば、保護者の反対意見が多いのか。しかし、混合名簿について不満があるような意見はほぼ聞かない。

<学校教育課>

委員の言うとおりに、やる気の面もあるかと思う。保護者から意見があれば何かしら進展があると思うが、現在そういった意見はなく、制服についての意見が多くある。

<委員>

市から混合名簿の導入をする具体例等を提示できないか。

<学校教育課>

それはできると思う。しかし、導入についての判断は学校長に任せている。

<委員>

男女別の名簿だと、男子が先で女子が後に呼ばれることになる。子ど

もの頃から男性優位という意識が根付いてしまうため導入していただければと思う。

<学校教育課>

この意見があったことは校長会で伝えさせていただく。

<委員>

校長会で学校の先生に周知されたとしても、PTA までに意見が行き届かないのではないか。

<学校教育課>

PTA の総会等で話題にできればと思う。

<委員>

PTA でも男性が会長となっている。保護者の間でも男女の格差があると感じる。(この話の流れで下記の委員協議へ進む)

○委員協議 (審議会等の女性登用促進について)

<委員>

自治会長、町内会長や PTA 会長の女性登用について、現在どのくらい女性がいるか人数をお聞きしたい。

<総務課>

現在 32 の自治会があり、今年度は 1 名が女性の自治会長である。2 名ほどいる年もあれば 0 名の年もある。自治会長、町内会長はその地区ごとで決めるよう任せているため、市から指定することは難しい。しかし、自治会長会で研修等があるため、そのような場で女性登用の促進や啓発等の働きかけを行っていく。

○その他委員からの意見

1. 令和 2 年度実施結果について

<委員>

資料 2 の P 3 女性のエンパワメント—就労支援—商工農政課—女性の起業支援の実施結果に「zoom のため男女内訳不明」とあるが、あらかじめ調査しない形式であったのか。参加者は把握しないのか。

<事務局>

2 月の創業支援セミナーはオンラインの開催であったため、清須市、豊山町、豊明市と合同で実施した。参加者の取りまとめを豊山町が担当しており、ニックネームで募集をしていたため男女比が把握できず男女内訳が不明となっている。

<委員>

資料 2 の P 3 ワークライフバランスの推進—総務課—市職員への情報提供の実施結果に「提供できる資料がなかった」とあるが、どんな資料を提供したかったのか。

<事務局>

ワークライフバランスについて、チラシ等の分かりやすい資料を提供し周知したいと考えていたが、そのようなものが無く、情報提供ができなかった。このご意見をいただき、調べたところ、内閣府が出しているメールマガジンに登録すると、ワークライフバランスについての情報が

月 2 回得られるというものがあつたため、これを参考に市職員へ情報提供していく予定である。

<委員>

資料 2 の P 5 市民活動・地域活動への参画促進—手話・要約筆記について、「音声認識アプリ」(同時字幕機能)の活用は検討していないか。

<事務局>

令和 2 年度の事業実施結果で手話・要約筆記を実施した課が防災交通課、高齢福祉課、生涯学習課であつた。アプリを活用する場合、字幕等を表示しなければならないなど、屋外でイベントを実施する場合は活用が難しいと考えられる。また、現在実施している手話通訳者・要約筆者によるやり方で十分としているため「音声認識アプリ」の活用については検討していない。しかし、生涯学習課についてはこのご意見があつたことを伝えたところ、活用を検討するとのことであつた。

<委員>

男女共同参画の視点にたつた防災対策の推進について、DV 支援措置を受け、別居していても避難所で出会い、DV 支援措置申請者の居場所が分かってしまうという事例がいくつかある。DV 支援措置者に配慮して避難所運営を心掛けていただけるとありがたい。そのため、防災に関わる人に DV の研修の機会を設けてほしい。

<事務局>

この意見があつたことを担当課に伝えさせていただく。

2. 令和 3 年度実施計画

<委員>

資料 4 の P 3 男性の家庭参画の促進—男性の育児休業・介護休業取得の広報・啓発について、2021 年 6 月 3 日 改正育児・介護休暇法 成立。2022 年 10 月施行に向け、2022 年 4 月より周知・通知の義務が企業側に求められる。その事も含め今年度の事業を実施して頂きたい。

<事務局>

男性の育児休業・介護休業取得について商工農政課が市ホームページや厚生労働省が提供しているリーフレットの配布を庁舎内で行い啓発をしている。また、育児休業等を取りやすい環境づくりのため今年度、総務課が主催の職員や民間企業等を対象に管理職「イクボス」セミナーを開催する。

(3) 第 2 次北名古屋市男女共同参画プラン成果目標について

○ 事務局から資料 3 について説明

(5) 北名古屋市審議会等における男女の委員構成について

○ 事務局から資料 5 連絡事項に基づき説明

○ 委員協議 (北名古屋市審議会への女性登用促進理由書について)

総務課より質問と回答を説明

<委員>

保健衛生促進協議会・予防接種対策協議会について、女性医師の数は歯科医院を含めるとさらに増加している。理由がずっと同じであるため、

ぜひ女性の登用を考えていただきたい。特に保健衛生には女性の視点を加えて頂きたい。

<事務局>

全国的には女性医師は増加してきているが、北名古屋市内ではまだ少ない状況である。できる限り女性の登用促進を呼びかけていく。

また、予防接種対策協議会について、委員のあて職は市から指定をしているが、予防接種できる医療機関が限られているため、女性医師がいる機関に割り当てることが難しく、男性医師のあて職となることが多い。

<委員>

都市計画審議会について、議員のあて職（男性）とあるが、議員には女性もいる。どうしてわざわざ“男性”とする必要があるのか。

<事務局>

理由書に記載されている「総委員数18人中7人は議員のあて職（男性）」という表現が誤解を招いた表現になってしまっているが、議員のあて職は建設常任委員会の議員となっている。現在、建設常任委員会には5人の男性委員と2人の女性委員で構成されているため、女性が0人ということではない。また、この割り当ては議会で決められるため、担当課から指名することが難しい。議員の他、学識経験者で女性の方は数名いる。昔と比べると、かなり女性の登用は増えてきているため、もう少し増えると理由書に掲載されないようになるかと思う。

(6) その他

男女共同参画研修 管理職「イクボス」セミナーの開催について

○ 事務局連絡事項に基づき説明

<閉会 午前11時15分>